

**精華町**  
**第2次男女共同参画計画（後期）**  
**【概要版】**



2020年(令和2年)3月

精 華 町



## 計画の趣旨と位置づけ

本町の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「精華町第2次男女共同参画計画」を平成27（2015）年度から令和6（2024）年度の10年間を計画期間として策定しました。

令和元（2019）年度は、計画の中間年に当たることから、更なる充実を図るため、計画の見直しを行いました。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「精華町男女共同参画推進条例」第11条に基づき策定するものです。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画と、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村計画にそれぞれ位置づけます。

## 計画のめざすもの

本計画は、すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち」を基本目標としています。

『精華町男女共同参画推進条例』の基本理念に基づき、様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者と相互に連携して、男女共同参画を推進していきます。

## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

## ひとりひとりの豊かな人生

仕事で、家庭で、地域で、  
多様な活動を自らの希望で実施し、夢や希望を実現

### 職 場

○女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍

○働き方の多様化により個人が能力を最大限に発揮

### 家 庭

○家族がお互い尊重し合い協力し合うことにより、パートナーシップが強化

○男女がともに、家事・子育てや介護等に参加

### 地 域

○主体的に地域活動やボランティア等に参画することにより、地域コミュニティが強化

○地域の活性化、暮らし改善

## 精華町男女共同参画推進条例 基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度及び慣行についての見直し
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活と社会活動の両立
- ⑤次世代の育成
- ⑥男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑦あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組
- ⑧性別による人権侵害の禁止
- ⑨国際的視野での協調



## 基本目標

## 施策の柱

## 基本方針

多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち

### 男女共同参画の ひとつづくり

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現するため、情報提供や学習機会を充実させ、意識改革に取り組みます。

そして、性には多様性があることから、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

また、DVなどに対応する相談窓口の周知や、関係機関と連携した被害者の支援体制の整備・充実に努めます。

1. 人権についての意識を高める

2. 男女共同参画の意識をひろめる

3. 女性に対する暴力を根絶する  
(DV防止基本計画)

4. メディアにおける男女の人権を尊重する

### 男女共同参画の 社会づくり

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供等の充実を通じて男女共に働きやすい環境整備を進めるとともに、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態等、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう努めます。

5. 男女が働きやすい環境を整備する  
(女性活躍推進計画)

6. 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

7. 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

8. 男女がともにまちづくりに取り組む

9. 生涯を通じた男女の健康を支援する

### 男女共同参画の 基盤づくり

政策・方針決定過程に女性の参画を促進するとともに、家庭、地域活動においては男女が共に参画し、責任を分かちあえるよう啓発活動や情報提供に努めます。

町政のあらゆる分野で効果的に施策を進めていくために、町関係部署の連携を強化し、推進体制の充実に努めます。

10. 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

11. 住民活動を支援する

12. 町行政組織における男女共同参画を推進する

## 施 策

- ①人権尊重の啓発
- ②性と男女平等に関する学校教育の充実
- ③男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進

- ①男女共同参画に関する啓発
- ②企業・各種団体における意識啓発
- ③性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し
- ④図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
- ⑤セクハラ防止の強化

- ①DV防止に関する啓発
- ②DV被害者に対する相談等の支援
- ③DV被害者の安全確保と自立支援

- ①メディア・リテラシーに関する啓発
- ②広報・出版物等における表現の適正化推進

- ①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農業・商工業における男女のパートナーシップの促進
- ③女性の再就職・起業、経済的自立に対する支援の拡充
- ④女性の能力開発の機会充実

- ①子どもや高齢者、障害者、外国人、性的少数者など困難を抱えた人の人権を守る
- ②自立支援と社会参画の推進
- ③防災・災害時の男女共同参画の推進

- ①育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励
- ②家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発
- ③家庭生活における男女共同参画の推進
- ④子育て、介護等支援体制の充実

- ①性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し
- ②地域自治活動への男女共同参画の促進
- ③男女のエンパワーメントの促進

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進
- ②生涯を通じた男女の健康の保持推進
- ③保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

- ①政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成
- ②地域の女性リーダーの養成
- ③委員会、審議会等への女性の積極登用

- ①男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備）
- ②女性の能力開発の機会充実

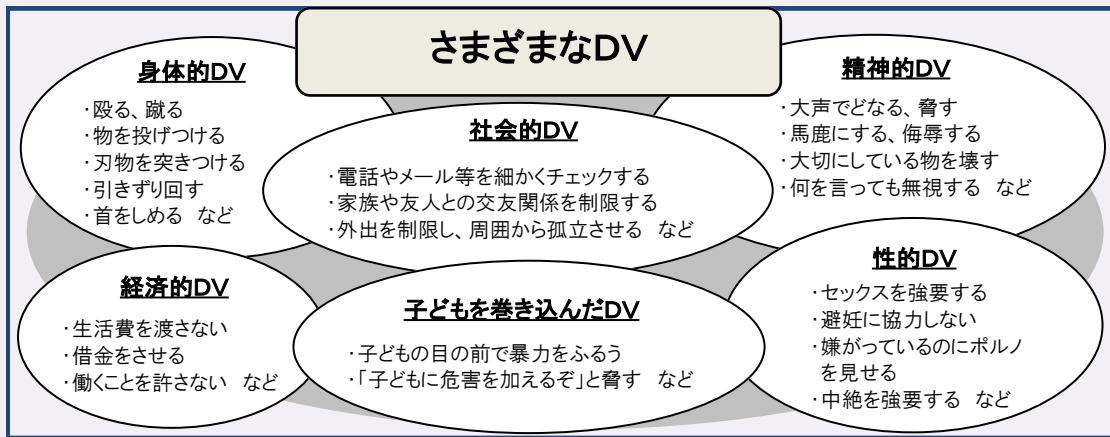
- ①庁内推進体制の充実
- ②町職員への意識啓発

# 精華町におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）への対策

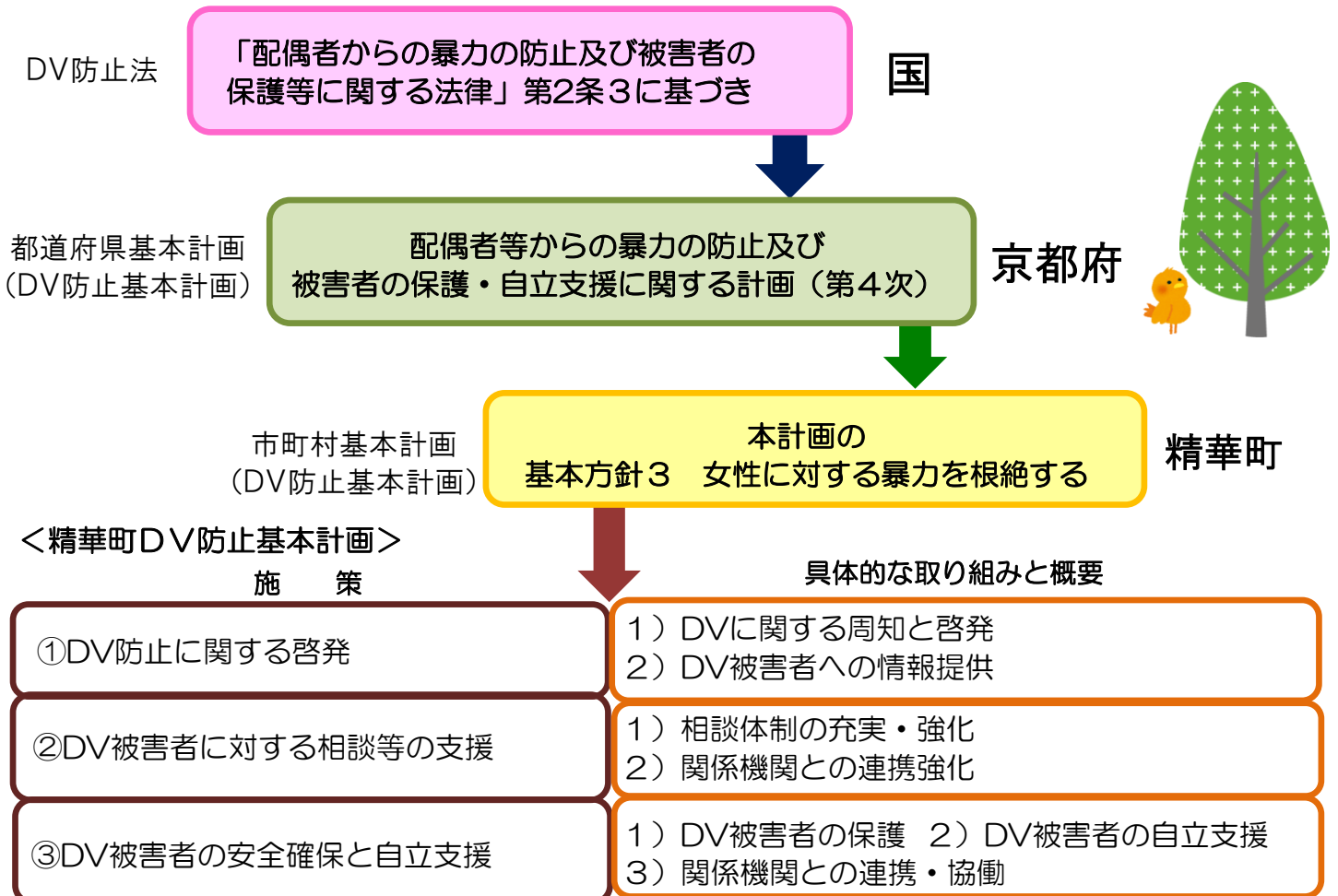
DVとは、配偶者や恋人など親密な関係の中で起きる暴力のことです。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者には男性もいますが、被害者の大多数は女性であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

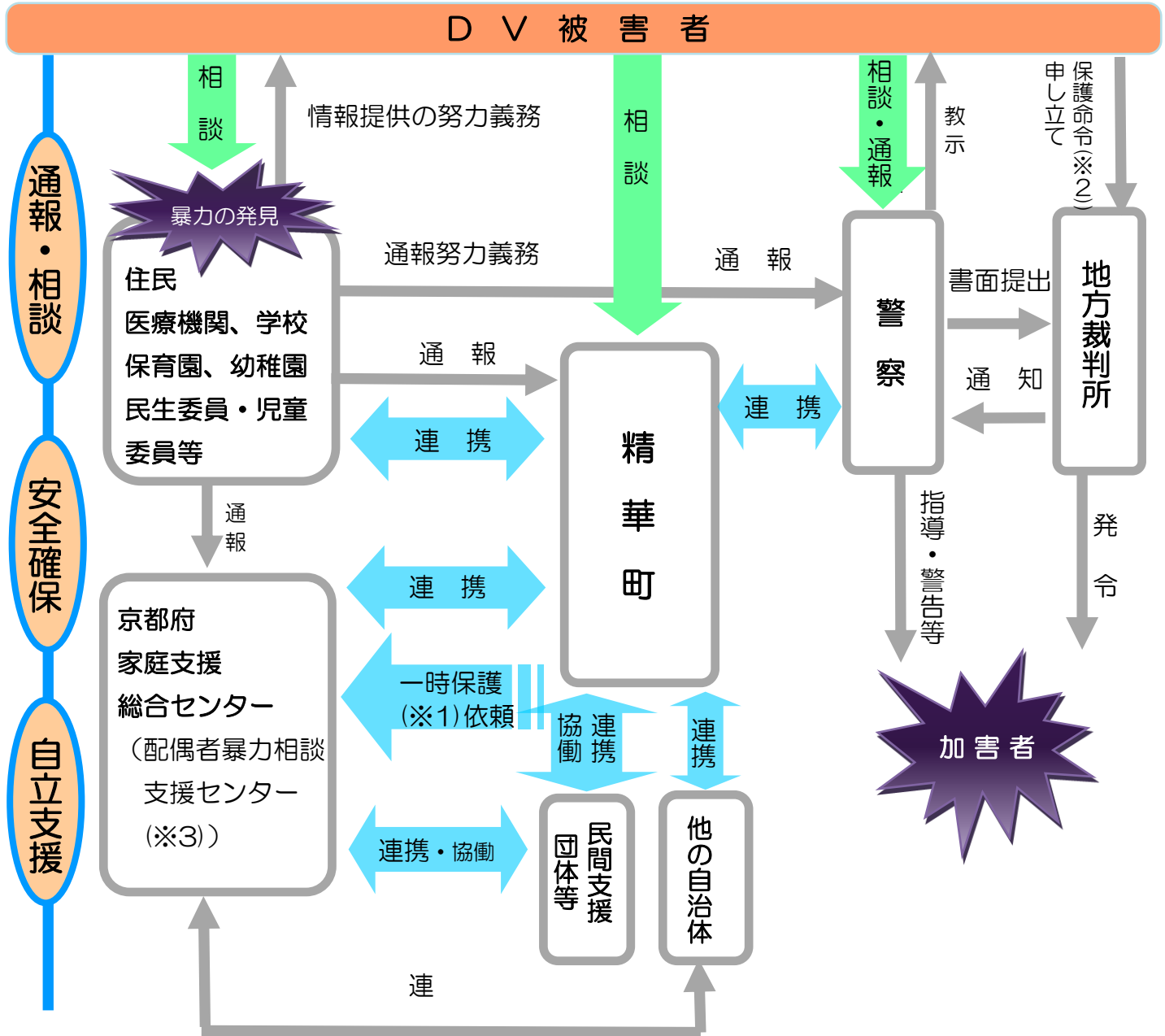
DVは親密な関係の中で発生するため、外からは見えにくく、また、家庭内のもめごとや夫婦喧嘩として扱われやすいため、  
 ・問題が潜在化及び長期化しやすい  
 ・加害者に罪の意識が薄い  
 ・被害者の生命や身体に重大な危害が及ぶ可能性が高い、という特徴があります。



精華町では、国・府の動向を踏まえ、DVに対応すべく「基本方針3 女性に対する暴力を根絶する」をDV防止法に定める「市町村基本計画（DV防止基本計画）」として位置づけ、施策に基づいて、具体的な取り組みを進めていきます。



## ＜DV被害者への支援体制図＞



### 【一時保護】 (※1)

安全確保のため、被害者や同伴の家族を一時的に専用の施設に保護します。

### 【保護命令】 (※2)

配偶者（事実婚や生活の本拠を共にする交際相手等を含む）から、身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、更なる身体的暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に、地方裁判所に申し立てることができます。

≪保護命令の種類≫…命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○被害者への接近禁止命令<6か月間>

○被害者の子、親族等への接近禁止命令<6か月間>

○電話等禁止命令（メール、ファックス含む）<6か月間>

○退去命令<2か月間>

### 【配偶者暴力相談支援センター】 (※3)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV法に基づいて設置された施設です。

京都府の配偶者暴力相談支援センターは、京都府家庭支援総合センター、南部家庭支援センター、北部家庭支援センターです。

## 計画の数値目標

| 指標                                      |                                | 目標値（令和6年度） |     |
|---|--------------------------------|------------|-----|
| <b>基本方針1</b><br>人権についての意識を高める           | 人権研修会の実施                       | 年3回×5年     |     |
| <b>基本方針2</b><br>男女共同参画の意識をひろめる          | 男女共同参画に関する研修会等への参加人数           | 1,000人／5年  |     |
| <b>基本方針3</b><br>女性に対する暴力を根絶する           | DV防止啓発資料の作成・配布数                | 10,000部／5年 |     |
| <b>基本方針4</b><br>メディアにおける男女の人権を尊重する      | メディア・リテラシー向上のための広報誌への記事の掲載     | 年1回×5年     |     |
| <b>基本方針5</b><br>男女が働きやすい環境を整備する         | 町男性職員の育児休業取得率                  | 10%        |     |
|   | 子育て世代における女性の労働力率・(労働力人口/女性の人口) | 30～34歳     | 80% |
|   |                                | 35～39歳     | 68% |
| <b>基本方針6</b><br>誰もが安心して暮らせるまちをつくる       | ふれあいサロン開設地区数(※1)               | 38地区       |     |
| <b>基本方針7</b><br>仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる  | 父子手帳の配布数                       | 1,200冊／5年  |     |
|   | 父親向け啓発冊子の配布数                   | 1,300冊／5年  |     |
| <b>基本方針8</b><br>男女がともにまちづくりに取り組む        | 審議会等の女性委員登用割合(※2)              | 30%        |     |
| <b>基本方針9</b><br>生涯を通じた男女の健康を支援する        | 特定健診受診率                        | 65%        |     |
|   | 乳がん検診受診率                       | 50%        |     |
|   | 子宮がん検診受診率                      | 50%        |     |
| <b>基本方針10</b><br>政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する | 女性委員のいる審議会の割合(※2)              | 100%       |     |
| <b>基本方針11</b><br>住民活動を支援する              | ボランティア養成研修会の実施                 | 年1回×5年     |     |
| <b>基本方針12</b><br>町行政組織における男女共同参画を推進する   | 女性管理職比率(課長級以上)                 | 20%        |     |

(※1)NPO法人東畑みんなの元気塾(常設型サロン)を含む

(※2)年度末(3月31日現在)の割合



### 精華町第2次男女共同参画計画（後期）【概要版】

発行：精華町住民部人権啓発課 2020年(令和2年)3月  
〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

この印刷物が不要になれば、「その他のリサイクルできる紙」として、古紙回収に出してください。